

監督署の窓

新型コロナウイルス感染症 に関するご相談など



生活を支えるための支援のご案内

検索

国の緊急事態宣言は、本年5月14日、愛知県緊急事態宣言は5月26日で解除されましたが、本稿が掲載される頃ほどのような状況になっているのか、まだ、予断を許さない状況です。

当署においても、労働条件関係などについて新型コロナウイルス感染症に関連するご相談が増えています。

本年3月に683件の労働条件関係などに関するご相談があり（※相談票を作成したものに限り）、そのうち新型コロナウイルス感染症に関するご相談は157件、本

年4月に699件のご相談があり、そのうち新型コロナウイルス感染症に関するご相談は336件、本年5月に556件のご相談があり、そのうち新型コロナウイルス感染症に関するご相談は184件ありました。

新型コロナウイルス感染症に関するご相談の内訳を見ると、本年3月の157件のうち、休業手当に関するご相談が96件と最も多く、他に解雇に関するご相談が6件、賃金不払いに関するご相談が7件、時間外労働に関するご相談が5件、退職勧奨に関するご相談

が3件、内定取消しに関するご相談が2件ありました。

本年4月の336件のうち、休業手当に関するご相談が228件と最も多く、他に解雇に関するご相談が35件、賃金不払いに関するご相談が11件、時間外労働に関するご相談が5件、退職勧奨に関するご相談が6件、内定取消しに関するご相談が2件ありました。

本年5月の184件のうち、休業手当に関するご相談が119件と最も多く、他に解雇に関するご相談が16件、賃金不払いに関するご相談が11件、時間外労働に関するご相談が

6件、退職勧奨に関するご相談が6件、内定取消しに関するご相談が5件ありました。上記のように5月に入ってから新型コロナウイルス感染症に関する相談件数自体は減ってきているものの、休業手当に関するご相談が一番多いのは変わりません。

休業手当については、労働基準法第26条で「使用者の責に帰すべき休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない」と規定されています。

休業手当に関するご相談の中で、個々の状況において、労働者を休業させることが労働基準法第26条に規定されている「使用者の責に帰すべき休業」にあたるか、あたらないのか、というお問い合わせが多くあります。

新型コロナウイルス感染症に関連した休業手当の基本的な考え方については、本誌5月号の「行政の焦点」に寄稿させていただきましたが、個々の具体的なご相談の事例において「使用者の責に帰す

べき休業」と言えるのか、「不可抗力による休業」と言えるのか、即時に判断するのが難しいケースもあります。

このような場合は、労働基準監督署の上部機関である労働局と協議した上で回答しています。回答までに多少時間がかかるケースもありますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、上記のご相談とあわせて、新型コロナウイルス感染症に関する各種の助成金などに関するお問い合わせをいただくことも多くあります。

各種の助成金などに関するお問い合わせについては、申請窓口や連絡先電話番号をご案内していますが、厚生労働省のホームページに新型コロナウイルス感染症に関する各種の助成金の申請手続きなどをまとめた「生活を支えるための支援のご案内」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000625689.pdf>) が掲載されていますので、必要に応じて参照いただきますようお願いいたします。

イラスト・木村武司